

魚津市告示第24号

魚津市事業復活緊急支援金交付要綱を次のように定める。

令和4年3月23日

魚津市長 村椿 晃

魚津市事業復活緊急支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、魚津市補助金等交付規則（平成2年魚津市規則第6号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、魚津市事業復活緊急支援金（以下「支援金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 国支援金 国の事業復活支援金をいう。

(2) 中小法人等 令和4年1月1日時点において次の要件のうちいずれかを満たす法人（市内に本店又は事務所を有する設立登記法人をいう。以下同じ。）であること。ただし、組合若しくはその連合会又は一般社団法人については、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が個人又は次の要件のうちいずれかを満たす法人であること。

ア 資本金の額又は出資の総額が10億円未満であること。

イ 資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が2,000人以下であること。

(3) 個人事業者等 市内に事業所を設置している事業者のうち中小法人等に該当しない事業者をいう。

(交付対象者)

第3条 支援金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(1) 国支援金を受給していること。

(2) 市内に営業拠点を設置する事業者であること。

(3) 営業拠点に1人以上の従業員が配置されていること。

(4) 魚津市タクシー事業者等支援金交付要綱（令和4年魚津市告示第

22号) 第2条第3号に規定する事業者である場合は、同要綱に基づく支援金の交付を受けていないこと。

(5) 規則附則第2項の規定により市税等を滞納していないこと。

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、1交付対象者当たり中小法人等は10万円、個人事業者等は5万円とする。

(支援金の交付申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、令和4年8月1日までに魚津市事業復活緊急支援金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 誓約書(様式第2号)

(2) 中小法人等の場合は、履歴事項全部証明書の写し、個人事業者等の場合は本人確認書類の写し

(3) 確定申告書等の写し

(4) 国支援金の入金通帳の写し

(5) その他市長が必要と認める書類

2 前項第3号及び第4号の書類は、国支援金の給付通知書の写しをもってこれに代えることができる。

(支援金の交付決定)

第6条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、支援金の交付の可否について決定し、魚津市事業復活緊急支援金交付(不交付)決定通知書(様式第3号)により、当該申請者に通知するものとする。

2 第3条第5号に定める要件の審査については、魚津市補助金等交付における市税等完納要件取扱要綱(平成31年魚津市告示第27号)第5条第1項第2号に規定する方法により行うものとする。

(支援金の請求)

第7条 申請者は、前条に規定する支援金の交付決定を受けたときは、速やかに魚津市事業復活緊急支援金請求書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第8条 市長は、申請者が偽りその他不正の手段により交付の決定を受けたと認める場合は、支援金の交付決定を取り消すことができる。

2 前項の規定により交付決定を取り消したときは、その旨を当該交付決定された者に通知するものとする。

(支援金の返還)

第9条 市長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、既

に支援金を交付しているときは、期限を定めて、交付した支援金の全額を返還するよう命ずるものとする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和4年8月1日限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われた第5条第1項に規定する申請に係る事案については、同日後もなおその効力を有する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

魚津市長

あて

事業所所在地
事業所名
代表者住所
代表者氏名
担当者氏名
担当者連絡先

魚津市事業復活緊急支援金交付申請書

魚津市事業復活緊急支援金を交付されるよう魚津市事業復活緊急支援金交付要綱第 5 条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

記

申請額 円

関係書類

- 1 誓約書（様式第 2 号）
- 2 中小法人等の場合は、履歴事項全部証明書の写真、個人事業者等の場合は本人確認書類の写真
- 3 確定申告書等の写真
- 4 国支援金の入金通帳の写真
- 5 その他市長が必要と認める書類

※ 国支援金の給付通知書の写真をもって、3 及び 4 の書類に代えることができる。

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

魚津市長

あて

誓 約 書

魚津市事業復活緊急支援金の支給を申請するに当たり、裏面の内容について誓約します。

署名年月日 令和 年 月 日

所在地 魚津市

事業所名

代表者職名・氏名

（代表者が自署してください。）

- 1 魚津市事業復活緊急支援金（以下「市支援金」という。）の申請要項等の内容を確認しており、申請書に記載した内容及び添付した資料に虚偽はありません。
- 2 市支援金の給付を受けた後にも事業の継続及び立て直しをする意思があり、事業の継続及び立て直しのための取組みを継続的に行います。
- 3 申請書類に虚偽が判明した時や、同意した事項に違反したとき、国の事業復活支援金の給付が取り消されたときは、市支援金の給付を受けていない場合には市支援金の給付を受けることを辞退し、既に市支援金の給付を受けていた場合には速やかに返還に応じます。
- 4 市支援金の返還を命じられたときは、その命令に係る市支援金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、加算金（市支援金の額に年10.95%の割合で計算した額）を支払います。また、納期日まで市支援金及び加算金を返還（納付）しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じた延滞金（市支援金及び加算金の未納額に年10.95%の割合で計算した額）を支払います。
- 5 魚津市から申請内容及び審査に関する検査・報告・是正のための依頼・措置の求めがあった場合は、これに応じます。
- 6 申請内容に不正があった場合など必要がある場合には、市支援金の給付を受けた事業者名等の情報が公表されることに同意します。
- 7 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他従業員若しくは構成員等が、魚津市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に該当する暴力団員又は第6条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「密接関係者」という。）に該当しません。また、上記の暴力団、暴力団員及び密接関係者が、申請事業者の経営に事実上参画していません。なお、このことを確認するため必要な事項を富山県警察本部刑事部組織犯罪対策課長に照会することに同意します。
- 8 その他、申請書類に記載された情報は、行政機関（税務当局、警察署、保健所等）の求めに応じて提供することに同意します。

様式第3号（第6条関係）
魚津市指令 第 号

事業所所在地
事業所名
代表者住所
代表者氏名

魚津市事業復活緊急支援金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった魚津市事業復活緊急支援金について、魚津市事業復活緊急支援金交付要綱第6条の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。

年 月 日

魚津市長

1 交付します。

支援金額 円

2 交付しません。

交付しない理由

様式第4号（第7条関係）

年 月 日

魚津市長

あて

事業所所在地

事業所名

代表者住所

代表者氏名

印

魚津市事業復活緊急支援金請求書

年 月 日付け魚津市指令 第 号で交付決定を受けた魚津市
事業復活緊急支援金について、下記のとおり請求します。

記

請求金額

円

取扱金融 機関名	銀行 金庫 農協					本店 支店 支所				
	金融機関コード [*]					店舗コード [*]				
口座名義人 (預金者名)	フリガナ									
	氏名									
種別	1 普通 2 当座 3 その他 ()	口座番号								

※請求者名義の口座を記入してください。